

規約委員会の現状と今後の方針

慶應義塾大学医学部病理学教室 岡田 保典

規約委員会は、創傷治癒学会の運営がスムーズに進むための会則や細則などの取り決めに管理・改訂する委員会です。近年どの学会においても、目まぐるしく変化する社会に対応するために学会活動にも変化がみられ、各種委員会で審議・変更された事項がいつの間にか会則や細則との間に齟齬を来すことが頻発しております。本規約委員会においても、理事会、評議員会、総会などで変更・決定されたことをタイムリーに会則・細則に反映させて齟齬のないようにしてゆく所存です。

本委員会では、昨年の評議員会で決定された事項に沿って、細則の変更箇所があり、メールによる委員会で変更を承認いたしました。具体的な変更箇所は、下記の通り、名誉会員および特別会員に関する細則の(4)と理事に関する細則の(4)で、それぞれ(4)が加えられました。

名誉会員および特別会員に関する細則

- (1) 名誉会員および特別会員は評議員会、総会に出席し発言することができるが、議決権はない。
- (2) 名誉会員および特別会員の会費は免除される。
- (3) 理事長として特に功労があった名誉会員に名誉理事長の称号を賦与することができる。
- (4) 名誉理事長は理事会で推薦され、理事会および評議員会の議を経て、総会で承認する。

理事に関する細則

- (1) 理事は評議員の中より選出される。
- (2) 理事の任期は4年とし、再任をさまたげない。
- (3) 前項(2)の条項にもかかわらず、定期改選時以外の時に選出された理事の任期は次回の定期改選時までとする。
- (4) 理事は評議員としての任期終了後も、理事の任期満了まで在任することができる。ただしその後の再任はできない。

また、平成21年2月10日に開催された臨時理事会で決定された名誉理事長に関する業務に関して、「名誉理事長は理事会に出席し発言すること



NEWS
LETTER

日本創傷治癒学会

2009.8
No.52

● 日本創傷治癒学会事務局

〒160-8582

東京都新宿区信濃町35

慶應義塾大学医学部外科学教室内

tel. 03-3353-1211

(内線62269)

fax. 03-3353-2681

e-mail: info@jswh.com

URL: <http://www.jswh.com>

ができるが、議決権はない。」との一項を 名誉会員および特別会員に関する細則の(5)として加えることと、事務局に関する細則「(2)事務局において正会員中より事務局幹事1名を理事会で選出し、理事長が委嘱する。」に改訂する方向で審議し、本委員会として承認しており、次回評議員会で審議・決定していただく予定です。

このように、当規約委員会では、理事会、評議員会、総会などで決定された変更や新規事項をタイムリーに反映させていくようにしたいと考えております。

WRRに会員の論文が掲載されました

会員の論文がWound Repair and RegenerationのVolume17 No.1に掲載されました。論文名、著者(筆頭執筆者または第2執筆者)は下記の通りです。

投稿規程に関しましてはジャーナルホームページ、<http://www.wiley.com/bw/journal.asp?ref=1067-1927&site=1>より入手してください。また、各巻頭に掲載されておりますInformation for Authorsをご参照ください。なお、円滑な審査を行うために、2004年度よりオンライン投稿を推奨しております。

渡會 伸治 先生(横浜市立大学大学院 消化器病態・肝胆膵移植外科)

「Prostaglandin E1 prevents liver failure after excessive hepatectomy in the rat by up-regulating Cyclin C, Cyclin D1, and Bclxl」
P. 62 ~ 70

楠原 廣久 先生(近畿大学医学部 形成外科)

「Tissue engineering a model for the human ear: Assessment of size , shape, morphology, and gene expression following seeding of different chondrocytes」
P.136 ~ 146

